

★基本施策3 こども・若者の心身の健康を支える体制づくり

(1)保健・健康・医療の充実

現状と課題

こども・若者が自分の健康や思春期の特性を知り、こどもや家庭の大切さについて考える機会を持つことは重要なことです。アンケートでは、市から性等に関する情報提供がされていると思う人は29.4%となっています。

こども・若者が自らの発達の程度に応じて心身の健康や性に関する正しい知識を身につけることが必要です。

また、本市では、18歳までの医療費助成を実施し、保護者の負担軽減を図っていますが、アンケート調査では、小児医療における救急医療体制や夜間対応等で保護者が不安を感じている状況が見受けられます。

施策の方向

将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るため、こども・若者が心身の成長等について基礎的な知識を得ることができるよう年齢に応じた情報提供を行うとともに、自分が困った時の相談窓口の周知啓発を行っていきます。

また、児童・生徒の健康増進と豊かな心を育むための、安心安全な給食の提供や、学校給食にて地元食材を利用した食育の充実を推進します。小児医療の充実については、夜間等における小児救急医療体制の維持・確保に努めます。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業 (こども相談課)	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの悩み事や困り事に対する相談に応じ、切れ目なく漏れなく、必要な支援につなげていく。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
母子相談事業 (こども相談課)	乳幼児健康相談、ママパパ学級、離乳食教室、乳幼児応急手当講習会、親子教室等の各種教室を実施し、育児支援、保健指導を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
乳幼児健康診査事業 (こども相談課)	出産後から就学前までの切れ目ない健康診査実施体制として、1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳5か月児・5歳児健康診査を実施する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
こども医療費支給事業 (こども支援課)	18 歳到達後最初の3月末までのこどもに対し、医療費の自己負担分を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
子育て世帯訪問支援 事業 (こども相談課)	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。		
	ワーキンググループ提案施策「ヤングケアラーを知る」 ・ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家事支援が必要と判断した家庭にサービスを提供する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
小児救急医療運営 事業 (健康課)	春日部市小児救急夜間診療所を開設し、春日部市医師会及び春日部市薬剤師会等の協力を得て、平日夜間における小児の一次救急医療を行う。埼玉県東部南地区の6市1町(春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)において1日1病院の輪番制により、夜間、日曜、祝日及び年末年始における小児の二次救急医療を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
子ども健康情報発信 事業 (健康課)	予防接種やこどもの健康に関する情報を、モバイルシステムを通して発信する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
保育所運営事業 (保育課)	公設公営保育所における安心安全な給食を提供する。毎月のテーマに合わせた給食の提供や近隣小学校と連携した食育教室の実施、地元農家の協力のもとに行う収穫体験を通じた食育を実施する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
給食センター運営事業 (学校給食課)	安心安全で安定した学校給食を実施するため、給食施設・設備等の計画的な更新と衛生管理の徹底を図る。 学校、関係機関等と連携し、地元産食材を利用した食育の充実を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
学校給食費助成事業 (学校給食課)	小・中・義務教育学校に在籍する児童または生徒を3人以上養育している保護者に対し、第3子以降の学校給食費を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
小・中学校給食運営 事業 (学校給食課)	安心安全で安定した学校給食を実施するため、給食設備等の計画的な更新と衛生管理の徹底を図る。 学校、関係機関等と連携し、地元産食材を利用した食育の充実を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(2)生きる力・心の安全基地の形成

現状と課題

こどもがほっとできる場所や相談できる場所はこどもの心の安定を図るとともに、こどもの困り事の把握や、地域での孤立防止につながります。不登校やいじめ、虐待などこども・若者の人権が守られ、被害を受けることがない地域づくりが求められます。

施策の方向

年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、人権を侵されたり、いじめ等の被害に遭ったりすることはあってはならないことです。そのため、加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動を推進します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
児童育成支援拠点事業【再掲】 (こども育成課)	社会福祉士などの資格を持つ職員を配置し、こどもと保護者の入り口を分けたSNSを活用した相談窓口を開設した。こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を図り、支援が届きにくい児童生徒に対し、学習の支援や食事の提供、課外活動の提供などの支援を行う。		
	ワーキンググループ提案施策「ヤングケアラーを知る」 春日部第2児童センター（グーカすかべ）で開始している「春日部市 SNS つながる相談ネットワーク」の普及啓発を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
教育相談センター運営事業 (指導課)	教育相談センター本館、大沼分館、庄和分館の3館体制による電話及び面接による相談を行う。また、不登校の児童生徒を対象としたグループ及び個別の支援を適応指導教室等で行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
いじめ防止対策推進事業 (指導課)	春日部市いじめ問題対策連絡協議会による「いじめの防止等に関する関係団体等の連携」、「市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進および啓発」、「春日部市いじめ防止基本方針に定める内容の点検および見直しに係る意見聴取」や春日部市いじめ問題対策調査委員会との連携により、いじめの防止等の対策を推進する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期